

免許法認定講習及び免許法認定公開講座認定申請等要領における主な変更点

該当頁	項目	変更内容
1	認定申請要領及び提出書類の様式 ＜認定申請要領＞（令和6年度以降開設分）	<ul style="list-style-type: none"> ・免許法認定講習又は免許法認定公開講座の申請を行った際は、独立行政法人教職員支援機構において、認定に係る申請を受領してから7日間以内に、メールにて受領確認の連絡を行うこととした。当該期間内に受領確認の連絡がない場合は、同機構に問合せを行うこと。
1	認定申請要領及び提出書類の様式 ＜認定申請要領＞（令和6年度以降開設分）	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る状況を鑑み、令和2年度から令和5年度まで、本来講習計画において実施を予定していた講習等の全部又は一部を対面による講習等として予定通り実施することが困難と認められる場合に、対面による講習等に相当する教育効果を有すると講習等の開設者において認めるものについて、対面によらない講習等として実施することを認めていたところ、令和6年度以降も引き続き認めることとした。 ・上記に伴い、令和2年度から令和5年度までにおいては、対面によらない講習等の実施に当たっては変更届の提出を必要としていたところ、対面による講習等に相当する教育効果を有すると講習等開設者において認めるもの（※）について、あらかじめ対面という方法によらない講習等として申請することを可能とすることとした（当該場合は、認定通信教育ではなく、認定講習又は認定公開講座として申請すること）。なお、対面と遠隔を組み合わせた講習等を申請することも可能である。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 対面講習等に相当する教育効果を有すると認められるもの <ul style="list-style-type: none"> ・web 会議システム等を用いた同時双方向型の遠隔による講習 ・オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔による講習（授業の終了後すみやかに設問解答、添削指導、質疑応答による十分な指導を行うとともに、学生の意見の交換の機会が確保されているものに限る。） ・令和2年度から令和5年度までに引き続き、テキストのみの学習による実施形態は認めないこととし、そのような実施形態による場合は、認定通信教育として申請することとした。
2	認定申請要領及び提出書類の様式 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書類の提出先について、提出先を「独立行政法人教職員支援機構 東京事務所 教員免許課 認定係宛」から、「(独) 教職員支援機構 認定講習等事務担当 宛」とした。なお、提出先のメールアドレスについては、「menkyo-nintei@ml.nits.go.jp」から変更はない。
16	免許法認定講習及び免許法認定公	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育に関する科目」について、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令

	開講座 認定申請書記入要領（令和6年度以降開設分） 【様式第2号】実施計画書	和4年7月文部科学省令第24号）による教育職員免許法施行規則の一部改正（令和6年4月1日施行）に伴い、「障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」を「障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」とした。 ・当該事項については「重複・発達領域」と略記することとした。
17, 24	免許法認定講習及び免許法認定公開講座 認定申請書記入要領（令和6年度以降開設分） 【様式第3号】開設科目の概要 【その他の書類】	・講習等の各科目の開設に当たり、令和4年7月に作成された特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムについて、当該コアカリキュラムに示された到達目標を全て含んだ内容とする必要はないこととした。ただし、科目の内容を検討するに当たっては、これらのコアカリキュラムを参照すること。また、講習等の申請に当たって、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表」の提出は要しない。
21	免許法認定講習及び免許法認定公開講座 認定申請書記入要領（令和6年度以降開設分） 【様式第5号】講師の氏名、主要職歴及び担当授業科目等	・認定講習等において単位を修得し幼稚園教諭免許状を取得する場合に、令和4年度までに開設する認定講習等に限り、「領域に関する専門的事項に関する科目」を開設する場合には、以下①及び②についても、大学（大学院）で担当している当該開設科目の内容と関連する授業科目として記入することを認めるものとしていたところ、令和5年度以降に開設する認定講習等において、「領域に関する専門的事項に関する科目」を開設する場合には、大学（大学院）で担当している当該開設目の内容と関連する授業科目として記入できるのは、「領域に関する専門的項に関する科目」のみとし、以下①、②の科目を記入することはできないこととした。 ①小学校の「教科に関する専門的事項に関する科目（国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）」 ②幼稚園の「保育内容の指導法に関する科目（健康、人間関係、環境、言葉、表現）」 ・令和5年度以降に開設する認定講習等において、「領域に関する専門的事項に関する科目」を開設する場合には、令和4年度までの取扱いに基づいて講師が担当した認定講習等の科目名を実績として記入することはできないこととした。
25～31	様式第1号～第7号	・令和6年度に開設する講習等について、申請当初から遠隔による実施を組み込んだ申請を認めることとしたことに伴い、申請様式における「会場」欄について、遠隔による実施の場合は遠隔講習の発信場所等を記載することとした（詳細は記入例を参照すること）。

※あくまで主な変更点であり、申請に当たっては、申請等要領を改めて確認すること。